

# 2024年12月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2024年12月3日(火) 10:20

## ◎大石正信議員の会派質疑(60分)

1. 市職員の給与に関する条例の改正について
2. 指定管理者の指定について
3. 市民センター条例の一部改正について
4. 門司港地域複合施設整備事業について
5. ガバメントクラウド対応整備事業について



## 大石正信議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです。

- 市長
- 総務市民局長
- 財政変革局長
- 都市戦略局長
- 教育長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 財政変革局長
- 大石議員

## 大石正信議員の会派質疑

日本共産党の大石正信です。会派を代表して質疑を行います。

- 1 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
まず、議案第137号・市職員の給与に関する条例等の一部改正について伺います。人事

委員会は、9月25日に、民間との給与の較差10,706円・2.7%を解消するために給料月額を4月1日に遡って引き上げる勧告を行いました。

しかし、総務省が10月18日に発表した9月の全国消費者物価指数は、2020(令和2)年を100として、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が108.2と、前年同月比2.4%上昇し、37カ月連続で上昇するなど、物価高騰が市民生活を直撃しているもとで、物価高騰を上回る大幅な賃上げが必要です。市内最大の事業所である市役所職員の賃上げが不十分であれば、職員の士気高揚につながらないばかりか、本市の経済は改善されず、高齢化と人口減少に歯止めをかけることはできません。そこで、4点について伺います。

◆第1に、勧告では「1992年(平成4)年以来、約30年ぶりの水準」と言いますが、今年9月の厚生労働省の毎月勤労統計調査では、実質賃金は2か月連続マイナスとなっています。しかも、日本の実質賃金は、約30年前の1996(平成8)年と比較しても74万円も減少し、人事院勧告もマイナス改定が相次ぎ、プラス改定の際も改定率は低水準でした。1万円程度の賃上げでは、物価高騰に実質賃金が追い付いておらず、生活改善につながる給与改定とは言えません。見解を伺います。①

◆第2に、地域手当についてです。これは、国の勧告が支給率の区分を変更することを受けて見直したものです。福岡市は10%から8%に引き下がりましたが、北九州市は3%から4%と、わずか1%の引き上げでは、北九州市から福岡市に人材が流れ、格差が広がるばかりです。

国は、地域手当の算定は、「賃金構造基本統計調査」に基づくものとしています。しかし、北九州市は中小零細企業が多く、民間の賃金が低い事を理由に、地域手当を低く抑え込まれています。国に対して北九州市の地域手当を引き上げるように申し入れるべきです。答弁を求めます。②

◆第3に、再任用職員の処遇改善についてです。55歳以上のベテラン職員には、昇給が停止しており、働きがいのある給与となっていません。また、2023(令和5)年度から定年延長が導入されましたが、60歳以降の職員は給与が7割に減らされています。さらに、暫定再任用職員は給与が5割まで削減され、期末・勤勉手当は半分となっています。

会計年度任用職員、定年延長の職員の全員が正規職員と同じ支給月数で期末・勤勉手当が支給されています。ところが、再任用職員だけが期末・勤勉手当が半分しか支給されていないのは不当です。これでは、働く意欲がそがれ、安心して働き続けることができません。新潟市では、再任用職員も定年延長職員と同じ支給月数とするよう見直す勧告が出されており、鳥取県は昨年と同じ支給月数が支給されています。再任用職員について、基本給与の水準や期末・勤勉手当などを正規職員と同等に改善すべきです。答弁を求めます。③

◆第4に、会計年度任用職員の処遇改善のうち、病気休暇についてです。職員が活力をもって働くためには、給与等の処遇改善だけでは不十分であり、様々な課題を解決する必要があります。特に、会計年度任用職員の処遇改善は喫緊の課題です。正規職員は病気休暇が有給です。ところが北九州市は、国が無給としていることを理由に会計年度任用職員は無給と

しています。一方、2020（令和2）年10月には、日本郵政の有期契約社員と有期契約に転換した社員らが手当や休暇などで、正社員と待遇の差があるのは、「非正規と正規の間に、給与や福利厚生などの待遇で不合理な格差をつけることを禁止」した当時の「労働契約法第20条」に違反するとして最高裁判決が出され、非正規に対して病気休暇が有給となりました。その理由として、「療養に専念させることで、持続的な雇用を保障することを目的とした休暇制度が必要」としています。病気休暇が無給であれば、無理をして職場に出勤し、コロナやインフルエンザの感染が広がることにもなります。会計年度任用職員に対しても病休を有給にすべきです。答弁を求めます。④

## 2 指定管理者の指定について

次に、議案第156号～204号指定管理者の指定について伺います。今年4月、①優秀な指定管理者の指定期間を5年から最長10年に変更できるようにし、②指定管理料の上限額算定のルールの整備、③リスク分担の見直し、④トライアル事業制度の創設、⑤仕様発注から性能発注など指定管理者制度について事業者の声を生かした10項目を改善しました。しかし、働く職員の有期雇用は何ら変更はなく、指定管理者制度そのものの根本的な問題の改善はされていません。そこで、3点質問します。

◆第1に、これまでの見直しで、指定管理料上限額に物価高騰分や賃金上昇分を積算し、公開する改善策を示しました。ところが、労働者に支払われるべき賃金が上がったのか否かについて「市が関与する立場にはない」として把握を拒否しています。市が賃金上昇分を上乗せして指定管理料に反映したのであれば、賃金の支払い状況を把握するのは当然のことです。しかも、当局は「指定管理者制度においては、労働者の賃金は指定管理者の裁量に委ねられている」としています。そうであるならば、市が賃金上昇分を積算した指定管理料が裁量という形で、他の経費に使用される事になりかねません。労働者に支払われるべき、賃金上昇分を把握すべきです。答弁を求めます。⑤

◆第2に、2023（令和5）年度からの志井ファミリープールの指定管理について、当初年間1,280万円の上限額で公募しましたが、応募者がいないため2回の上限の変更を通じて、当初の3倍以上である年間4,400万円の指定管理料上限額で選定されました。

そして、今回、5千万9千円の上限額で、今までと同じACEスギナプラス共同事業体を指定しています。指定管理料が昨年度当初の予定の約4倍ものコストがかかる事態が起これば、経費削減を目的とした指定管理者制度そのものが破綻していると考えますが、見解を伺います。⑥

◆第3に、八幡図書館の指定管理者を株式会社図書館流通センターに指定するとしています。わが党は、2023年（令和5）年3月若松図書館の貸出冊数の水増し不正問題は、指定管理者制度そのものが生み出した問題であり、営利を目的とする企業に指定すべきではないと繰り返し指摘してきました。ところが、教育長は「図書館に指定管理者制度を導入したことに起因するものではない」と答弁しました。しかし、指定管理者の毎年度の評価シート

には「貸出者数、貸出冊数」の数値目標と達成率の欄があり、次回の指定管理者に選ばれようとして不正を生み出す原因になっており、指定管理者制度そのものが原因であると指摘してきました。さらに近年の物価高騰により、経営に苦しむ企業により同じような不正が再び起こりうるのではないかと懸念しています。教育機関である図書館への指定管理者制度に営利を目的とした企業を指定すべきではありません。答弁を求めます。⑦

### 3 市民センター条例の一部改正について

次に、議案第140号・市民センター条例の一部改正について伺います。この条例は、これまで市内136カ所の市民センターの使用を承認しないとしていた「営利を主たる目的とするとき」の部分を削除し、営利目的として利用する場合、規定料金の5倍を徴収するというものです。市は、市民センターの利用の7割以上が高齢者であり、2022年度の有償貸付部分の稼働率は16.5%と低かったため、公共施設マネジメントの観点から、営利を目的とした利用の導入で、若い世代に利用を広げたいとしています。

そもそも、北九州市は、1993（平成5）年の「北九州市高齢化社会対策総合計画」に基づき、住民の生涯学習活動、保健福祉活動、コミュニティ活動等の地域の拠点として、おおむね小学校区を単位に「市民福祉センター」を設置し、社会福祉協議会や自治会が参画した「まちづくり協議会」が地域と一体となった地域づくり・まちづくりを推進してきました。ところが市は、市民センターを社会教育法から切り離し、独自に市民センター条例を設置してきました。そこで、質問します。

◆営利を目的とする使用を認めることで、これまでの地域活動の場から貸館業へと大きく変わることになります。今年1月に、営利を目的とした利用について、市民センター館長に通知し、4月に営利活動での利用を一部緩和したものの、利用する団体の目的や活動内容、講師謝金の上限の基準が不明確で、1か月で撤回しました。今回、悪質な商法や月謝、販売の上限額を超える使用、職員が立ち入れない講座などは利用できないとする歯止めをかけたとしていますが、実証実験もせず、すべての市民センターの館長やまちづくり協議会など関係する団体の意見も十分に聞いていません。しかも、12月議会に提案し、来年4月実施は、あまりに拙速過ぎます。今回の利用目的の規制緩和は撤回すべきです。答弁を求めます。⑧

### 4 門司港地域複合公共施設整備事業について

次に、門司港地域複合公共施設整備事業の減額補正について伺います。北九州市は、ユネスコの諮問機関・国際記念物遺跡会議（イコモス）国内委員会などから歴史的遺跡の保存と工事の中止を求める様々な声を受けて、一部を現地保存するとしています。これについて日本イコモス国内委員会は11月22日、「文化財保護審議会や有識者及び市民からなる検討委員会に諮ることなく決定したことを強く懸念する」「透明性と正当性を欠いている」と厳しく指摘しています。

一方、物価・人件費高騰で入札中止となった複合公共施設建設は、123億3400万円

のうち5億円の杭打ち工事を差し引いた118億3400万円の減額補正を提案しています。そこで2点質問します。

◆第1に、門司港地域複合公共施設整備事業の新築工事費70億692万円のなかに、杭打ち工事費約5億円も入っていました。ところが、今回入札中止になったことで、新築工事と切り離し、約5億円の杭打ち工事だけを先行させるために分離発注するとしています。そもそも本体工事の発注業者も決まっていない段階で、杭打ち工事だけを行えば、建設に重大な瑕疵が出た場合に、だれが責任をとるのか疑問です。杭打ち工事は、遺跡破壊を既成事実化するためのものではありませんか。答弁を求めます。⑨

◆第2に、わが党は、この建設予定地が高潮浸水想定区域であるにも関わらず、外部からの水害避難者を受け入れる避難所もなく、防災拠点となる区役所を建設することは問題であること、また、多くの学者やイコモスなどから世界的な歴史的遺産である初代門司駅関連遺構を破壊すべきではないことなど、一度立ち止まって見直すべきであることを指摘してきました。近年、異常な物価高騰により、門司港地域複合公共施設の集約による経費の節減どころか、当初の建設費を大幅に超えており、公共施設の集約化を根本から見直すべきです。答弁を求めます。⑩

## 5 ガバメントクラウド対応整備事業について

最後に、ガバメントクラウド対応整備事業について伺います。基幹業務のシステム標準化移行にかかる国の仕様変更等に伴い、今年度のクラウド利用予定料が予算を下回ることから2億円の減額補正をすとしてしています。

2025（令和7）年度までに国が策定する住民記録、税、福祉など自治体の標準化基準に適合したシステムへ移行することが義務付けられました。しかし、2025（令和7）年までに本市では20業務のうち18業務は移行できないとしています。

国はガバメントクラウドの利用は「努めるもの」としており、義務ではありません。しかし、北九州市はガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を進めています。2億円の減額補正の内訳は、クラウドにつなぐ回線が安価であったことで1億円減額されたことや、クラウドへの移行時期が遅れたことで1億円減少したとしています。

しかし、ガバメントクラウド対応整備事業は5年間で23億円以上の見込みとなるなど多額の財政負担となるとともに、個人情報に脅かされる重大な危険性があります。自治体が利用する主なガバメントクラウドは、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、オラクル系列で、4企業とも米国の巨大企業です。米国には「海外データ合理的使用明確化法」（クラウド法）があり、米政府は自国企業が保存しているデータの提供を強要できるようになっています。2020（令和2）年下半期には、実際、すでに日本政府がクラウドとして利用しているアマゾン・ウェブ・サービスが米国政府から提供を要求された情報が390件に及ぶとされています。マイナンバーカードによるトラブルなど不安が広がる中で、情報の漏洩が心配されるガバメントクラウドの移行はやめるべきです。答弁を求めます。⑪

以上で、私の第1質問を終わります。

## 大石正信議員の会派質疑 答弁と再質問

### [市民センター条例の一部改正について]

#### ■市長

まず、私から、市民センター条例の一部改正につきましてお尋ねがありました。

市民センターの役割につきまして、住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域コミュニティの活性化は重要な課題であり、その中でも、地域活動の拠点として開かれた市民センターづくりが必要でございます。

市民センターは、令和5年度で319万人と多くの市民の皆様にご利用されている一方で、利用者の7割以上が60歳以上の方、まちづくり協議会会長の高齢化など、地域コミュニティーの維持や次世代の担い手不足に関するご不安の声がございます。

また、まちづくり協議会やNPOなどから、市民センターで子育てや虐待予防などの有料のイベントや講座を行いたいなどの要望もいただいていたところでございます。

そこで、こうした地元の皆様のご要望に的確に応えるため、若者や子育て現役世代の利用を促進することなどを趣旨とする条例改正案を提出させていただき、市民センターの利用目的の規制緩和を行うことといたしております。

この改正案の策定にあたりましては、本年4月から、まちづくり協議会や市民センター館長などのご意見をうかがい、利用者が増え、市民のつながりの場としての活用が広まる、規制緩和賛成であるが地域活動を優先してほしいなど、様々なご意見をいただいたところであります。

今回の改正案では、すでに類似施設で規制を緩和している他市の事例を参考に、地域活動の事前予約や過度な営利の抑制など、地域活動の拠点としての仕組みを担保することとしております。

拙速等のご指摘につきましては、令和5年度から検討に着手し、本年4月から新たに関係者の意見をいただきながら時間をかけて改正案の検討を進めてきたところであり、ご指摘は当たらないものと考えております。

この利用目的の規制緩和により、地域のプラットフォームである市民センターを拠点として、若者や子育て現役世代の利用を増やし、地域コミュニティの活動の輪を広げていく好循環を創出してまいりたいと考えております。

### [ガバメントクラウド対応整備事業について]

次に、ガバメントクラウド対応整備事業につきまして、多額の財政負担、情報漏洩などが心配されるのでやめるべきとの、ご質問がございました。

議員ご案内の通り、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第4条により、地方自治体は、令和7年度末までを目標に、住民基本台帳や税業務など20のシステムを国が定める標準化基準に適合したものに移行することが義務付けられており、合わせて、ガバメントクラウドへの移行が同法第10条で努力義務とされているところでございます。

この標準化の取り組みにおきましては、全ての自治体が一斉に対応を行うことなどにより、システム開発技術者の不足が顕在化している状況にございます。

このため、ガバメントクラウド、あるいは同等のクラウド環境でしか標準化に対応できないというシステム提供事業者もあり、ガバメントクラウド等の利用は不可欠な状況にあります。

これを踏まえまして、これまで北九州市専用のハードウェア上で提供しておりました業務システムの稼働監視や業務システム間でデータのやり取りなどを行う機能などをガバメントクラウドと同等のクラウド上に移行して提供することで、より安定的、効率的な業務システムの運用を図ることとし、この整備運用費用として5年間で総額約23億円の経費を計上したものであります。

クラウドの利用により多額の財政負担が生ずるというご指摘であります。クラウドを利用することで定期的なハードウェア等の更新が不要となり、構成の設計や入れ替え作業などにかかる初期費用が低減できます。

加えて、クラウドの利用料金は利用実態に応じた重量課金制であるため、運用費の最適化が図れるなど、将来的な財政負担の軽減にもつながり得るものと考えております。

また、議員ご指摘の情報漏洩の懸念につきましては、米国クラウド法におきましては、適正な手続きに基づく犯罪捜査という極めて限定的なケースでのみデータ提供を要請できるものと認識をしております。

仮に要請があった場合でも、クラウド事業者による異議申し立てができること、また、無断で情報を開示しないよう日本政府への通知を求めること、さらに、無断で開示した場合でも情報が漏洩しないようデータの暗号化を行うことなどにより、国はリスクへの対応は可能としており、北九州市においても同等の対応を取ることとしております。

北九州市としましては、こうした安全策を徹底するなど、安全かつ安定的な市民サービスの提供を維持しながら、標準化対応やガバメントクラウド等の利用を着実に進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。残りは関係局長からお答えいたします。

## [市職員の給与に関する条例の改正について]

### ■総務市民局長

私からは、市職員の給与に関する条例の改正についての4つの質問に順次お答えいたします。

まず、物価高騰に実質賃金が追いついておらず、生活改善につながる給与改定とは言えないのではというご質問にお答えいたします。

人事委員会では、公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえまして、北九州市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本といたしまして、報告及び勧告を行っています。

北九州市では、従前より、この人事委員会の報告及び勧告を尊重することを基本としまして給与改定を行っているところでございます。

本年の人事委員会の報告及び勧告は、北九州市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を月額で1万706円、2.70パーセントを下回っていることから、この格差を是正するため、国の改定傾向等を考慮の上、給与表の改定を行うように求めています。

これに基づきまして、国の改定傾向や人材確保等の観点から、初任給については国と同等の引き上げ、大卒で2万3800円、高卒で2万1400円ですが、この引き上げを行うと若年層に重点を置いた改定としております。また、中堅層、高齢層につきましても、人材確保の観点や原価の物

価高騰の現状等を踏まえまして、勧告の水準を確保する中で国を上回る引き上げ率による改定等、改定を行うと、すべての世代に可能な限り目を向けた改定を行いたいと考えております。

物価と給与水準との関係につきましては、民間企業におきまして、その時々物価の動向が民間企業の給与水準に反映される性格のものと認識しておりまして、民間準拠の考え方により民間給与との均衡を図ることで職員の給与にも物価の動向等が反映されているものと考えております。

職員の給与については、人事委員会の報告及び勧告を尊重することが広く市民の理解と納得を得られる方法であると考えており、引き続き、この基本的な考え方に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、国に対して北九州市の地域手当を引き上げるように申し入れるべきとご質問にお答えいたします。地域手当は、国において、国家公務員の給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準が高い地域に勤務する職員に対し支給される手当でございます。

また、地方公務員の地域手当につきましては、国から、国における地域手当の指定基準及び令和7年度の窮地別支給割合に基づき、支給地域及び給地区分、支給割合を定めることが基本との指導を受け、各地方公共団体において国に準じて措置しているところであり、北九州市も同様に、人事委員会勧告を尊重しながら、国に準じた取り扱いとしているところでございます。

本年、国におきましては、人事員が市町村単位で支給割合を定めている現行の地域手当の仕組みにつきまして、同一県内の隣接する市町村との関係で不均衡が生じていることを考慮し、都道府県単位を基本として支給割合を定める勧告を行いました。

これにより、北九州市に在勤する国家公務員の支給割合は現行の3パーセントから4パーセントに改定されることとなりますが、一方で経過措置を設けており、令和7年度につきましては据え置き3パーセントが適用されることとなっております。

こうした国のみな見直しを受け、人事委員会からは、本市は従来から地域手当を国に準拠してきており、本市職員の地域手当の支給割合及び経過措置についても国に準じて実施することが適当であるとの勧告を受けたことから、国に準じた見直しを行いたいと考えております。

国における地域手当の支給割合等の改定方法につきましては、客観的、合理的な支給割合等の実現のために全国一律の基準により決定しているものであり、北九州市における4パーセントの適用につきましても適正なものと考えているところでございます。

今後も引き続き、国の改定等を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております

続きまして、再任用職員について、基本給与の水準や期末勤勉手当などを正規職員と同等に改善すべきとご質問にお答えいたします。

再任用制度につきましては、定年退職者等が長年培ってきた知識、経験を公務内で活用するという観点から、国において平成13年4月に導入され、北九州市においても国の制度に準じて平成14年度に導入したところでございます。

国における再任用職員の給与につきましては、民間の高齢労働者の給与水準等を勘案して設定されております。

国の再任用職員の俸給月額につきましては、職務に応じ年功的要素を排除した単一給となっており、また、期末勤勉、勤勉手当についても、民間における給与水準との均衡の観点から、再任用職員のみ適用される支給割合が定められております。



これによりまして、年収において再任用職員と民間の高齢労働者との給与水準の均衡が図られております。

北九州市における再任用職員の給与につきましては、国から国家公務員の再任用職員の給与の取り扱いに準じた措置を講じるように指導を受けていることから、給与月額につきましては国と同様の単一支給とし、期末勤勉手当の支給割合につきましても国と同様としているところでございます。

また、給与水準については、国や他都市における再任用職員の給与との均衡を考慮しつつ、毎年必要な給与改定を行ったところでございます。なお、本年の国の人事院勧告におきまして、再任用職員に対し新たに住居手当を支給することが勧告されました。

これを受けまして、北九州市の人事委員会からも、国の給与制度との均衡を図る観点等から適宜必要な措置を検討されたいと言及されたことから、住居手当を支給することとしたいと考えております。

再任用職員の給与につきましては、国に準じて措置することが適当であり、人事委員会勧告で給与水準や期末勤勉手当の改善について言及されていない中で、北九州市独自に改正を行うことは困難でございますが、今後も引き続き、国の改定等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、日本郵政での最高裁判決を受け、北九州市の会計年度任用職員の病気休暇も有休にすべきなどではないかというご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員は、各職場で臨時的な業務や正規職員の業務等に従事しており、その勤務条件につきましては国から基本的な考え方が示されております。その中で、休暇制度につきましては、地方公務員法等において国との健康を考慮することが求められております。

北九州市におきましては、これまで、国に合わせ、職員の育児参加休暇や配偶者等出産休暇、不妊治療にかかる通院等休暇の新設や職員の出産休暇の有休暇などの処遇改善を行ってきたところでございます。

病気休暇につきましては、負傷または疾病のために勤務できない職員に対しましてその療養に専念させる制度であり、その内容につきましても、国家公務員に合わせ、正規職員については90日以内の有休休暇、会計年度任用職員につきましては10日以内の無給休暇としております。

議員ご指摘の日本郵政にかかる最高裁判決におきましては、病気休暇について、郵便業務を担当する正規職員に対して有給休暇を与え、同業務を担当する非正規職員に対して無給休暇を与えるという相違は不合理との判断がなされました。

一方、同時期に争われた大学の正規職員と非正規職員に関する類似事案の最高、最高裁判決におきましては不合理には当たらないとされるなど、正規職員と非正規職員との労働条件については事案ごとに個別に判断されております。

このような様々な判例や民間企業の休暇制度等も踏まえつつ、国において現状の病気休暇制度が適用されているものと認識しております。

北九州市における会計年度任用職員の勤務条件につきましては、今後も国の動きを注視しながら、法に定められた国との均衡を考慮するという基本的な考え方を維持しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。私からは以上です。

## [指定管理者の指定について]

### ■財政変革局長

私からは、指定管理者の指定について、人件費上昇分が労働者に支払われているか市は把握すべきと考えるという質問に答弁をいたします。

公の施設の管理運営を担う指定管理者が給与をはじめとする従業員の適正な労働条件を確保できるよう、市として適切に対応することが重要であると認識をしております。

このため、指定管理者の募集にあたりましては、将来の物価や人件費の上昇を見込んで、指定管理料の上限額を算定しております。

これに加えて、本年4月に行った指定管理者制度の見直しでは、人件費相当分について、会計年度任用職員の給与水準を積算根拠とすることといたしました。

一方で、指定管理者の従業員の個別の労働条件につきましては、従来から申し上げております通り、労働関係法令順守のもと、労使間で自主的に決定される事項であり、市が直接的に関与する立場にはございません。

このため、指定管理者の従業員の給与実態を一律に把握することは考えておりませんが、北九州市では、指定管理者の労働関係法令の順守状況につきまして、施設所管局が定期的にモニタリングを行うこととしております。

さらに、指定管理者の変更があった施設などを対象に社会保健労務士等の専門家による点検、調査も行っておりまして、令和6年度は4件14施設を対象に実施をいたしております。

引き続き、指定管理者に対しまして、労働条件の点検や労働関係法令の遵守に関する助言を行うなど、適切に対応してまいります。私からは以上でございます。

### ■都市戦略局長

私の方からは、指定管理者の指定についてと、門司港地域複合公共施設整備事業についての2つの質問に順次ご答弁申し申し上げます。

まず最初に、指定管理者の指定についてのうち、志井ファミリープールの指定管理料が令和5年度当初の予定の約4倍ものコストがかかる事態が起こり、経費削減を目的とした指定管理者制度そのものもが破綻しているのではないかというご質問にご答弁を申し上げます。

志井ファミリープールは、遊水プールなどを備えたレジャープールであり、昭和61年7月に開設いたしました。市内外の多くの方々に親しまれている施設であり、これまで累計入場者数は480万人を超えており、平成18年4月から指定管理者による施設の管理運営を行っているところでございます。

ご指摘の令和5年度からの指定管理料の上限額の増加は、エネルギー価格の高騰による光熱水費などの増加に加え、スライダープールの休止などの施設の老朽化により入場者数が減少することに伴う入場料収入の大幅な減額に対応するために見直したものでございます。

今回の指定管理料は、上限額の算定が過去の実績だけではなく、経営努力によるコスト減少や人件費などの上昇をより適切に反映してほしいという事業者の声を踏まえた市全体の指定管理制度の見直し方針に基づき、将来の物価や人件費の上昇を見込んだ指定管理料の上限額を設定しているものでございます。

これまで、志井ファミリープールの指定管理者は、自主事業といたしまして、地域の方々や地元の企業と連携した魅力あるイベントの実施や、施設内に要望の多かったテナント誘致を行い、得られ

た収入増加分を活用し、施設の維持管理費を賄うことで経費の削減を図り、効率的、効果的な運営に取り組んでまいりました。

今回の公募におきましても、夏季営業期間以外でのフリーマーケットやバーベキューの実施など、民間ノウハウを最大限生かした収入の増加と経費削減と経営の効率化が提案されており、ご指摘の指定管理制度の破綻には当たらないと考えております。

今後とも、志井ファミリープールの魅力を引き出しながら効率的、効果的な運営となるよう、北九州市といたしましても、施設の老朽化への課題にしっかりと対応しながら、指定管理者による魅力あるサービスの提供ができるよう努めてまいります。

## [門司港地域複合公共施設整備事業について]

続きまして、門司港地域複合公共施設整備事業につきまして、杭打ち工事は遺構破壊を既成事実化するためのものではないか、それから、当初の建設費を大幅に超えており、公共施設の集約化を根本から見直すべきと、2つの質問にまとめてご答弁を申し上げます。

門司港地域に点在しております公共施設は、築94年を超える区役所などが老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分でなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。

この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全、安心が第一との考えのもと、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては着実に進めていくこととしております。

この門司港地域複合公共施設整備事業は、平成28年の公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして位置づけられております。

本事業を進めるにあたりましては、構想の段階から自治会や施設利用団体などとの意見交換などを実施し、市民の皆様のご意見をうかがいながら丁寧に進めてまいりました。

施設計画につきましては、施設の利用実態を踏まえ、施設の機能や規模、整備内容を検討し、市民利用施設はホールの座席数や会議室の数を削減、図書館は2つの施設を1つの施設に集約、庁舎は会議室、トイレ、エレベーターなどを共用利用することで面積を削減するなど、真に必要なものに限り整備する計画としております。

さらに、事業の進捗に応じまして、公共事業評価などで外部有識者にも意見を伺い賛同を得るとともに、物価高騰の影響で増額となった施設整備費につきましても、先の6月議会にお諮りし、ご承認をいただき、事業を進めているところでございます。

このようなことから、ご質問にあるような公共施設の集約化、集約化を根本から見直す考えはございません。

本年9月4日に門司港地域複合公共施設新築工事の入札の実施について報告を行い、手続きを進めてきましたが、最終的に応札者がいなかったため、入札は中止となりました。しかしながら、集約建て替え対象の公共施設は老朽化が著しく、市民の皆様にご不便やご負担をおかけしており、この対応は待ったなしの状況であるため、市民の安全、安心が第一との考えのもと、本事業は着実に進めていかなければならないと考えております。

このため、これまで目指してきた令和9年度中の完成に向け、遅れが極力生じないように検討を行った結果、建設工事のうち杭工事を令和7年度当初から着手することとしたものでございます。こうしたことから、令和6年度中に杭工事の契約を行い、造成工事完了後、速やかに杭工事に着手することとしております。

このように、杭工事を先行して進めていくことは、市民の安全、安心が第一との考えのもと進めている施設の完成に向けて事業を着実に進めるためのものであり、議員ご指摘の杭工事は遺構破壊を既成事実化するためのものではないかという趣旨に基づくものではないと考えております。

なお、杭工事を先行して発注しても、一体で発注した場合と施工手順は変わらないこと、工事の各段階で市の技術職員が検査し、品質管理を行うことから、建設にあたってのご指摘のような重大な瑕疵が起きるようなことはないと考えております。

今後も引き続き、市民の皆様の安全、安心及び利便性の向上と門司港地域の未来の発展のために、本事業をしっかりと進めてまいります。私からは以上でございます。

## [図書館の指定管理について]

### ■教育長

最後に、指定管理者の指定についての残りのご質問でございます。教育機関である図書館への指定管理者制度に営利を目的とした企業を指定すべきではないとのお尋ねにお答えをいたします。

北九州市の図書館では、施設の設置目的の達成などを確認するために、PDCA のマネジメントサイクルを用いて指定管理者の評価を行ってレベルアップを図っております。

評価にあたりましては、ご指摘の貸出者数、貸出冊数だけではなく、加えまして、利用者満足度や適正な管理運営、また安全対策なども合わせまして、20 を超える項目で多角的な評価を行っております。

指定管理者に対して通知をいたします評価シートには、単に数値のみで評価を行っているものではないことがわかるようにしておりまして、昨年の不正行為は制度に起因して発生したのではなく、特定の指定管理者の個別事案と捉えております。

一方で、指定管理者の選定にあたりましては、こうした評価とは別に、安定的な人的財政基盤や利用者の満足向上に向けた具体的な提案内容などを外部の有識者等からなります指定管理者検討会において審査をしております。

さらに、今回の指定管理者選定にあたりましては、図書館独自にコンプライアンスに関する体制整備の基準を設けるなど、より適正な運営ができる事業者の選定を行っているところです。

北九州市の図書館につきましては、指定管理者制度を導入しました平成 17 年度から約 19 年間にわたりまして安定的に運営されております。

毎年実施いたします利用者アンケートでも高い満足度を維持しておりまして、利用者ニーズにも応えられているところから、今後も指定管理者制度を適切に活用しながら図書館サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

## 【第二質問】[市民センター条例の一部改正について]

### ○大石議員

それでは、再質問いたします。まず、市民センター条例の一部改正についてです。

この問題は、今年 4 月に市民センター利用の緩和の提案がされましたが、不透明であることが指摘をされ、撤回しました。

ところが、今回、規制緩和が出されましたけども、その教訓は全く生かされていません。市長は、他都市の状況や、また令和5年から意見を聞いてきたと、指摘は当たらないと言われましたけども、市民センターの館長やまち協の役員、またクラブの意見はほとんど聞かれていません。強行は許されません。今度の緩和は、市民センターの在り方を大きく展開する重大な問題です。

そこで伺います。武内市長に伺いますが、社会教育法の20条の住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進に寄与するとなっています。

市民センターの活動では、今年6月、三浦総務市民局長が、コミュニティ、保健福祉、生涯学習と答弁しています。

これは社会教育法とほぼ同じ内容です。今回、営利をも主たる目的とした利用を緩和しても、この活動の基本に変更はありませんか、伺います。

#### ■総務市民局長

今議員からお尋ねがありました市民センターにつきましては、社会教育法上の施設とはしておりませんで、市民センター条例っていうのを別途作りましたところでございます。

地域の活動の拠点となる館だというふうに考えております。

で、これまで答弁してきたように、あくまで地域活動の拠点となりますので、地域コミュニティでありましたり、保健福祉でありましたり、生涯学習であったりとですね、様々な地域活動に資する活動が中心となります。

で、今回の規制緩和におきましても、基本は、その地域活動の拠点という基本は当然変えるつもりはございません。その中で、地域から要望がありましたいろんな、少し規制を緩和していただいて、もうちょっと活動の幅を広げてほしいという要望にお応えするものだと考えておりますので、これまでと基本的な考え方は変わってないと考えております。以上です。

#### ○大石議員

社会教育法の基本的な考えは、営利を主たる目標としても変わらないと言われましたけども、実際の目的はそうだったとしても、実態は変わるんじゃないんですか。そもそも社会教育の目的は、人づくり、地域づくり、つながり作りといった役割を市民センターが担ってきました。

今回の規制緩和で、会議室を貸し出し、塾や商談、展示会など、いわゆる稼げる貸館業に大きく変換するものです。そもそも公民館は、教育法、教育基本法が適用されていましたが、平成28年、2016年、教育委員会から市民センターに移り条例を作り、いわゆる市民センターが発足をし、社会教育法から適用除外となってまいりました。

しかし、社会教育法の23条では、営利を目的とすることを禁じています。しかも、第20条には、一定区域内の住民のため、地域住民の活動に限定しています。

営利を目的にした利用を認めると、この地域活動が排除されるようになるんじゃないでしょうか。

#### ■総務市民局長

繰り返しになりますが、あくまで社会教育法上の施設ではありませんので、市民センター、条例に基づくものでございます。

で、中でもですね、それでもですね、地域コミュニティの活動でありましたり、先ほど言いました生涯学習活動でありましたり、そういったものっていうのは中心になろうかと思っておりますので、今回の改正におきましても、それを担保するために、住民の利用は2ヶ月前からで、営利を目的とする

緩和をする部分につきましては予約は1ヶ月前からというふうに、地域の活動を担保できるようにしたいというふうに考えております。以上でございます。

○大石議員

そもそもはですね、社会教育法に基づく公民館から出発をし、市民福祉センター、市民センターと変わってきた。

しかし、三浦総務市民局長は、実態として社会教育法と同じなんだということになってるわけですよ。だから、それがですね、なぜこれまで営利を目的とした利用を認めてこなかったのかと。

これは、これまでの中で明らかになっているのは、営利を目的とした理由を求めると地域の活動が排除されていると、弱くなってくると言われてるんですよ。

だから、目的は変わらないと言われてもですね、これまで、まちづくり協議会を中心としたそういう地域活動、これが実態として変わるようにならないと、そういう担保あるんですか。

■総務市民局長

繰り返しになりますが、そういった部分につきましては担保できるような制度設計というふうにしております。

で、これまではですね、地域活動優先という形で運営を進めてきましたが、時代も変わりまして、地域の方からやっぱり活用の幅を広げてほしいという声も上がりました。

で、一方でですね、若者や子育て世代とか現役世代をですね、呼び込む方策としてもですね、多くの人にやはり市民センターを使っていたきたい、で、それで地域活動に参加してほしいという思いもありますので、こういった改正をした、したいという風に考えております。以上です。

○大石議員

今年4月の本会議で三浦総務市民局長は、利用者の意見も聴取しながら分かりやすい見直しを進めるという答弁してますよね。

で、若い人、今現在7割が高齢者が利用していると、だから若い人たちを利用して、利用するように変更していきたいんだと言われたんですけども、市民センターの館長、136の館長の意見、またまち協の会長や、またクラブ連絡会のいわゆる市民センターを利用されてる人の意見聞きましたか。

今までは十分に意見を聞くんだと言われましたけど、実態として聞いてないじゃないですか。

若い人たちの利用を勧めたいということであれば、どれだけ私たちの意見聞いたんですか。全くこの4月の撤回をした教訓が生かされてないんじゃないですか。撤回すべきじゃないですか。

■総務市民局長

先ほど市長からも答弁しましたように、昨年度から検討を進めまして、確かに議員おっしゃられた通り、準備不足もありまして、4月に1回スタートしたものは1回撤回いたしました。

で、その後、その反省を踏まえまして、まちづくり協議会の会長でありますとか市民センターの館長、あとは、利用者でありますNPO団体とか民間企業を含めてですね、さまざまな意見を聞いております。

で、我々だけが直接聞いたものだけでなくですね、区役所のコミュニティ支援課がですね、毎月市民センターの館長と会議を開いておってですね、利用者の声っていうのを集約しております。

して、そのまちづくり支援課と本庁の地域振興課の方も毎月情報共有をしておるところでございます。そういった中でいろんな意見を聞いておるところでございますので、これは進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○大石議員

私、市民センターの館長、何人か聞きました。また、まち協の会長にも話を聞いたけども、全く聞いていないとね。十分に意見を聞くと言いながらですよ。こういう重大な転換をすることに対して聞いていない。これだ、重大問題でしょう。

こういうふうな市民センターの在り方をね、変えるような問題について、なぜ12月議会で提案をして、4月1日に実施なのか。これトップダウンでしょ。市民センターの館長に聞いても、このことについて何も聞いていないと。

市長の記者会見があって、それを聞いてくださいとね。逆でしょ。市民センターの館長の意見を聞いたり、まち協の意見をいたり、クラブ連絡会の人の意見を聞いて、そして市長が記者会見するんだったらわかるけどですね、逆じゃないですか。

何を幅広く関係者の意見を聞くですか。こういうふうなやり方はね、やっぱよくないですよ。いわゆる市民センターは地域を主体とした活動をされています。そういう人たちに対してですね、こういうトップダウンのことをやっていけばね、市に協力しない、こういうことになってまいりますよ。

また、先ほど言われたように、地域に対しては2ヶ月前の予約ができる、そして営利を目的するところにと1ヶ月と、本来公平であるべき市民センターでこれをわざわざ入れなければならない。

これ問題じゃないんですか。なぜ、十分に市民の意見を聞いてね、地域と一体となって北九州を発展させていくとまらないのか疑問です。

そもそも公民館は、1951年、昭和26年、旧八幡市は、都市公民館発祥の地であり、小学校校区を単位とした住民参加型の文化、体育、生活など市政の重点政策を掲げ、生涯学習の場である公民館を設置してきました。その後、1963年、昭和38年、戸畑の三六公民館の婦人会で共同研究を発展させ、本市の公害克服に取り組んできました。

まさに公民館が地域を主体に、コミュニティ、保健福祉、生涯学習活動の非営利活動であったわけです。

教育委員会直轄から教育文化事業団に代わって社会教育法の適用が変わりました。ところが、市民スポーツ局に所管を変えて社会教育法の適用から除外をし、独自に市民センター条例を作ってきました。公民館である教育施設から市民センターに変えたこの土台となり、今日の規制緩和が進められてまいりました。

今回、稼げる貸館業に変質したものではないんですか。今回営利を主たる目的とした利用を認めれば、市民センターの地域づくり活動が縮小、廃止されることになることを強く懸念いたします。

しかも、今回実施にあたって、センターの館長、136館のうち10件程度しか聞いていません。まち協の役員、クラブ利用者などの意見はほとんど聞いていません。実証実験もしておらず、若い人の利用を促進したいのであれば、若い人の意見を聞くべきです。

このまま強行することは認められません。営利を目的としたこの利用は撤回すべきです。

#### [指定管理制度について]

次に、指定管理制度について伺います。先ほど、人件費、物価高騰分ついて上乗せをしたと言

われましたけども、なぜ上乗せした部分について実態を把握しないのか、このことについて明確に答弁をお願いします。

■財政変革局長

まず、実際の配置人数あるいは勤務シフトは指定管理者の裁量に委ねられております。

積算上、市が算定する、算定に用いた給与水準とは必ずしも一致しません。先ほど申しました通り、一律に把握する考えはございません。以上でございます。

○大石議員

あの指定管理料の上限額にね、物価高騰分や人件費高騰した高騰分を反映したというならば、それは労働者にきちんと賃上げ分が把握されてるかどうかが掴むのは当然のことだと思います。指摘をして終わります。